

第 122 回開設運営協議会議事録

(令和6年 12 月 24 日 10:00～11:20)

事務局（管理課長）

定刻前ではございますが、皆様お集まりですので、始めさせていただきますと存じます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日司会を務めます、管理課長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は藤女子大学 准教授の奥村委員より、所用のため欠席とのご連絡をいただいておりますが、委員 11 名のうち 10 名の方が出席されており、当協議会規則の第 4 条にございます定足数に達しておりますので、第 122 回札幌市中央卸売市場開設運営協議会を開催いたします。

なお、本協議会は札幌市情報公開条例等により公開となっておりますことをお知らせいたします。また、後日開催内容と撮影した写真をホームページに掲載することをご了承願います。

それでは、協議会の開催にあたりまして、市場長の月宮からご挨拶を申し上げます。

事務局（市場長）

皆様おはようございます。

市場長の月宮でございます。

令和 6 年度第 2 回目の札幌市中央卸売市場開設運営協議会の開催に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には本日大雪で足元の悪い中、そして年末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今年は、観光需要の回復が進み、道内空港ではインバウンド増加による国際線旅客数がコロナ禍前の水準を上回るなど、各地で賑わいを取り戻す一年となりました。来年もこの勢いが継続しまして、道内外から多くの方に札幌へお越しいただき、新鮮で美味しい北海道の食を楽しんでもらえることを願っているところです。

一方で、市場を取り巻く環境につきましましては、近年の物価高騰ですとか、気候変動に伴う生産への影響のほか、中国による水産物の禁輸措置の影響など、厳しい環境が依然として続いております。

当市場といたしましては、こうした環境にあっても、場内事業者と札幌市

が一体となり、札幌市民をはじめ、多くの皆様に安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するという、流通拠点としての社会的な役割を果たしていきたいと考えているところでございます。

さて、本日の協議会でございますが、主な議題といたしまして、「令和5年度中央卸売市場事業会計の決算について」、それから、報告事項として「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトについて」ということで予定をしてございます。

1点目の市場事業会計につきましては、後ほど詳しく説明いたしますけれども、近年は円安に伴う資源価格の高騰ですとか、人手不足等を背景とした人件費の上昇などから、経費が増えていることに加え、ここ数年は老朽化した設備の更新も非常に多いことから、厳しい会計状況となることが見込まれておりますので、収入確保と支出抑制のため、不断の努力を要するところでございます。

また、2点目の10年計画であります、第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトについては、令和3年度の策定から昨年度末で3年が経過したところでございます。本日はプロジェクトの取組について進捗状況をご報告させていただきます。

本日は限られたお時間ではございますけれども、委員の皆様の豊富なご経験、そしてご見識のもとに、専門的見地からのご審議をお願い申し上げまして、開会に先立ちましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（管理課長）

それでは、議事に入ります。会則に従いまして坂爪会長に議事進行をお願いしたいと思います。坂爪会長よろしく申し上げます。

議長（坂爪会長）

議長を務めさせていただきます、坂爪です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入りたいと思います。委員の皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、議題(1)の「副会長の選任について」、事務局から説明願います。

事務局（管理課長）

副会長につきましては、北海道卸売市場協会の水野専務理事に務めていた

だいておりましたが、水野委員の当初の委員任期が去る7月31日までであったことから、それ以降は空席となっております。

本協議会規則第3条の規定により、選出は委員の互選となっておりますので、副会長の選任をお願いいたします。

以上です。

議長（坂爪会長）

ただいま、事務局からご説明がありましたが、どなたかご意見、ご提案はありますか。

なければ、事務局から提案があるようですので、ご説明をお願いします。

事務局（管理課長）

事務局案といたしましては、8月1日から任期2年で委員の委嘱をお受けいただきました水野委員に、引き続き副会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（坂爪会長）

事務局案のとおり、水野委員に引き続き副会長をお引き受けいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、水野委員よろしくをお願いいたします。

議長（坂爪会長）

それでは、次の議事に入ります。

議題(2)の「令和5年度中央卸売市場事業会計の決算について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（管理課長）

管理課長の佐々木です。

私からは令和5年度の中央卸売市場事業会計決算についてご説明します。

それでは、右上に【資料1】と書かれたA3の資料をご覧ください。

左上の「1 決算のポイント」から右下の「8 経常収支の推移と計画」

まで主要なところを中心にご説明いたします。

まず、資料左上、「1 決算のポイント」です。(1)ですが、収益的収支は1億1,800百万円の黒字となりました。予算では1億5千万円の黒字を見込んでおりましたので、3,200万円ほど下回る結果となりました。

(2)の予算対比での主な変動要因ですが、収入・支出いずれも予算対比で減となっております。

まず、収入減少の主な要因をご説明しますと、1点目は施設使用料の減少です。事務室等の利用者の退去により空室が生じ、その解消が進んでいないことが要因となっています。

2点目は売上高割使用料の減少です。売上高割使用料は、卸売業者の取扱額に基づき算出されますが、昨年度は、取扱量が予算を下回ったことにより、取扱額も減少し、売上高割使用料の減少に影響しました。取扱量、取扱高につきましては、この後、ご説明する「3 業務量」において詳しくご説明します。

続いて、支出減少の要因です。

資産減耗費について、当初予算には計上しておりませんでしたでしたが、令和5年度中の改修工事に伴う固定資産の除却費として計上した一方で、市場の運営管理に要する委託料や電気・ガスなどの光熱水費、市場施設の修繕費などの市場管理費について、予算内の執行に努めたことにより資産減耗費を上回る不用額を生じたことから、支出全体では減少となったものです。

以上が、収入支出の減少要因となります。

(3)は資金の状況であります。記載のとおり、資金残高は予算対比で2億6,300万円の上振れとなる14億6,600百万円となりました。

資料の左下「2 決算総括表」は、ただいまご説明した事項を含めた収支状況をまとめたものとなりますので、詳細はここでは割愛させていただきます。

続いて資料右側の「3 業務量」についてです。

表の上段、取扱量については、水産物は、主力の「たら」や「にしん」の漁獲量が減少したことに加え、中国の輸入規制により、冷ほたてなどの流通が滞ったこと、青果物は気候変動や産地の担い手不足などで「だいこん」、「ブロッコリー」、「トマト」などの収穫量が減少したことから、合計では対

前年比 7.1%減の 27 万 4,500 トンとなっております。

一方、下段の取扱額につきましては、水産、青果ともに生産コストの上昇、数量の減といった影響により、単価高の状況が継続したことから、取扱量ほどの減少は見られず、合計で 5.5%減の 1,457 億 6,000 万円となりました。

「4 取扱量・取扱額の推移」でございます。こちらには直近 5 年間の推移をまとめています。棒グラフで表しております取扱量は、減少傾向が続いておりますが、折れ線グラフの取扱金額は単価の上昇により、横ばいからやや上昇というトレンドとなっております。

続いて、「5 収益的収支・資金残高の推移」をご覧ください。

棒グラフが直近 5 年間の収益的収入と支出を並べたもの、折れ線グラフが資金残高の推移になります。支出につきましては、令和 4 年度に電力・ガス料金の高騰、固定資産の除却に係る特別損失の計上などにより一時的に増加いたしました。平成 19 年に終えた再整備事業に関する借入金利息の減少や減価償却の終了などの影響もありまして、一定の水準で推移しています。

その右、「6 企業債残高・建設改良費の推移」です。企業債、いわゆる借入金につきましては、再整備事業分の償還が進み順調に残高が減少しております。ただし、建設改良費は施設の老朽化に伴う改修工事の実施により年々増加しておりますことから、企業債残高については増加と見ていく見通しです。

その下、「7 主な建設改良工事」です。昨年度実施した主な建設改良工事を記載しております。先ほどご説明しましたとおり、設備の老朽化が進行しておりますので、今後も計画的に改修工事を進めてまいります。

最後に「8 経常収支の推移と計画」です。上段は経営計画である第 2 次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトで示した計画値で、下段は実績となります。

計画では令和 4 年度以降、経常収支をプラスで推移させることとしておりますが、昨今の物価・人件費の高騰といった要因もあり、経営環境が一層厳しくなることが予想されます。収入の増加、支出の抑制について一段の努力が求められるところでございます。

説明は以上です。

議長（坂爪会長）

ご説明ありがとうございました。ただいまご説明のありました中央卸売市場事業会計決算につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いします。

阿部委員

「2 決算総括表」の数字について、このうち、令和5年度の最終予算額の数字と前回協議会の資料にある令和5年度予算の数字で違うところがあり、経緯をお聞きしたいと思います。

具体的には、過年度分内部留保資金の金額で、今回資料が1,001百万円に対し、前回の資料が1,273百万円であり、数字の変化をどう考えれば良いか教えてもらいたいということです。

事務局（管理課長）

予算額の金額相違について、今回の資料では最終予算額という記載をしましたが、当初予算に対する補正が加わり、最終的な予算額は今回お示したものです。

令和5年度中に当初予算に加えまして、光熱水費の執行に予算不足が見込まれることから、光熱水費の支出の補正予算を組みました。それに併せて、一般会計の繰入金を増額も反映させて、収入・支出のそれぞれで増額の補正予算を組んだために、最終予算ではその分が増加したということです。

阿部委員

先にいただいた、冊子の事業概要にも決算値の掲載がありますが、冊子の印刷は7月か8月と記憶しており、この段階で決算をされた数字だと思いで、それに対する予算額が、令和6年の12月に変わることをどう理解したら良いかということをお聞きしたいです。

事務局（管理課長）

今回の資料において、最終予算としたのは、あくまで予算を組み立てた後の決算との比較を説明するためですが、前回の協議会では、令和6年度の予算を説明する都合上、市役所全体で統一した仕方ですが、前年度の当初予算に対して、当年度の予算をいくらで見積もったかを比較して説明をすることから、前回は当初予算のまま説明をしておりました。

その後、補正予算の需要があったものについては、最終的な予算額になっております。

阿部委員

それであれば、前回は5年度予算と6年度に向けた予算で、予算同士の比較をされたと思いますが、むしろすでに終わっている5年度決算値と6年度予算値の比較の方がベターかなという気がしております。

伝統的に予算と予算で比較することになっている、制度的にそうなっているということでしょうか。素朴な疑問として教えていただきたい。

前回は6年度の予算を議論しましたが、その時には5年度の予算に対する変化を聞いたために、まだ5年度決算は終わっていないものと思っていました。既に決算が終わっているのであれば、むしろ決算値と6年度予算の計画という資料の作り方はできないのかなと思っており、その辺を伺いたいです。

事務局（市場長）

決算は、会計年度が終わった3月末時点をもって閉めて、翌年度の第3回定例市議会が報告をして承認を受ける場となります。

そのため、その場を経ないうちに、例えば今時期の段階で決算の見込を立てることはできますが、あくまでも決算を公表するのは、その年度の終わった翌年の定例市議会の中で議決を得てからというプロセスがある以上、令和6年度の予算を組む際には、前年度の決算値はあくまでもまだ見込の数字しか持ち合わせていません。

市場会計のみならず、全市の他の会計も全て、決算見込をもとに予算を策定している状況です。

阿部委員

令和5年度の決算は、議会で承認を得ないと公表できないということですよ。

したがって、今回の資料の数字は承認を得た後の決算の確定数字だと思いますので、この数字と6年度予算を比較することは全然問題ないと思うのですけども。

つまり、今回の協議会では、この決算値がおかしいという議論をするわけではなく、議会で承認を得たことを報告するということですよ。

そうであれば、決算値に対して予算額を比較することでも構わないのではないかなと単純に思いました。

事務局（市場長）

委員のおっしゃるとおり、決算値は議会で承認を得た金額が正しく記載されております。

また、最終予算額も先ほど事務局から申しあげました補正予算を加味した額で、資料上まとめさせていただいております。

皆様に比較をしていただく上で、今回はこういった資料の作り方をさせていただいた状況であり、ご理解をいただければと思います。

議長（坂爪会長）

確認ですが、令和5年度の決算は、令和6年の3月末で閉まって、市議会で承認を受けてから確定するという事によろしいでしょうか。それは何月くらいですか。

事務局（管理課長）

令和6年の10月になります。

議長（坂爪会長）

令和6年の10月ということは、今回の議題に上がった、令和5年度の札幌市中央卸売市場会計の決算に概要については、確定してから2か月足らずものという状況によろしいでしょうか。

事務局（市場長）

そのとおりです。一般会計の部局では、3月で数字は固まらず、それ以降も出納整理期間ということで2か月間、支払いや国等の補助金の精算、事業者とのお金の動きが出てくるところです。

企業会計となる市場においても、年度が終わっても消費税などのいろいろな精算等があるため、時間的にタイムラグを生じるのが現行の会計制度になっています。

阿部委員

7月ぐらいには決算が確定しているのかなと思っていました。

事務局（管理課長）

阿部委員のご指摘のとおり、この冊子（事業概要）は10月の議会の認定

に先立って発行してしまして、説明が矛盾してしまい申し訳ないですが、こちらは実務上の都合で早めの資料作成に至ったもので、ご理解をいただきたいと思ひます。

阿部委員

もう1点、資料の右側の「5 収益的収支・資金残高の推移」、「6 企業債残高・建設改良費の推移」のグラフについて教えていただきたいです。

「6 企業債残高・建設改良費の推移」の折れ線グラフは、建設改良費の推移ですが、これは初めて出てきたもので、前回の協議会の資料ではこのグラフ内の折れ線は資金残高でした。また、資金残高の折れ線グラフは、収益的収支の推移に移ってしまして、変更した理由や資料の見方を教えていただければありがたいです。

事務局（事務係長）

事務係長の藤井でございます。

阿部委員のご指摘のとおり、今回のグラフでは、資金残高は5番（収益的収支の推移）に移し、建設改良費の折れ線グラフは前回まではありませんでしたが、今回6番（企業債残高の推移）に入れました。

その趣旨は、できる限り情報をお示しするという観点のほか、資金残高は最終的な収入と支出の残ったところであり、5番に記載した方が適当という判断です。

建設改良費は、主な財源は企業債になりますので、建設改良費が増えているので、今後は企業債残高が増えますといった見方ができて、より分かりやすくなるのかなという観点から要素の入れ替えをしました。

阿部委員

建設改良費の増加が想定されるのであれば、企業債残高が増えてくる可能性が十分にあるというようにグラフを見れば良いという理解でよろしいでしょうか。

事務局（管理課長）

ご指摘のとおり、建設改良工事が増加傾向を辿るのではないかとということから、企業債残高についても増加の見通しということについて、口頭ではありましたが、先ほどご説明をさせていただいたところでは。

議長（坂爪会長）

5 番の方に資金残高が入ったのは、数字の流れとして、令和 5 年度の収入 2,237 百万円と 2,119 百万円の差額が点線の資金残高のグラフに新たに上乘せになりましたということですよ。

6 番の建設改良費のグラフが入ったことは、Y 軸を 2 本にして建設改良費の推移をある意味大げさに示しているかもしれませんが、そのトレンドに留意するということかと思えます。こちらについても前年から 5 年度の 1,204 百万円への増加分が企業債残高の上がった部分とイコール、ほぼ近似値で一致しているということです。

今後の資料でも踏襲されていくと思いますが、前回よりもむしろ分かりやすく情報も追加されたということで理解をしたいと思います。

議長（坂爪会長）

ほかにいかがでしょうか。

それでは、特段のご意見等がございませんので、事業会計の決算についてはここまでといたしまして、続きまして 4 番の報告事項に入りたいと思います。

「第 2 次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトの進捗状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（経営支援課長）

経営支援課長の佐々木でございます。

私から、第 2 次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトの進捗状況について、ご報告させていただきます。

右上に【資料 2-1】と記載された A 4 をご覧ください。

1 番ですが、改めまして、当プロジェクトは、令和 3 年度に策定した市場の経営計画であり、令和 12 年度までの 10 年間を計画期間としております。

プロジェクトの推進体制は、市場関係事業者と開設者等で組織する「経営展望推進委員会」において推進することとしており、図のとおり、同委員会が計画した事業・取組の全体管理を担い、さらに下部組織として編成された 7 つのワーキンググループに事業・取組を振り分けて、各ワーキンググループにおいて、各種取組を具体的に推進しております。

次に2番、目標・指標の進捗状況をご覧ください。

ここにあります表は、プロジェクトの実施初年度である令和3年度から昨年度の令和5年度までの3年間における取組の進捗実績をまとめております。

表の1番が「運営編」で、主に私ども市が取り組む事項であり、表の2番が「活性化編」で、主に場内事業者が取り組む事項となっております。

表の欄外、一番下に記載しておりますが、「運営編」と「活性化編」を合わせた全ての取組は全部で34項目ありますが、令和5年度末までに全体の6割強にあたる23項目が達成若しくは達成見込で進捗しています。

次に「運営編」と「活性化編」のそれぞれ個別の取組事項とその進捗について説明いたします。

【資料2-2】をご覧ください。こちらは運営編と活性化編に位置付けられている全ての取組事項について、その進捗状況を記載したものです。

時間に限りもありますので、全てご説明することは難しいことから、いくつかピックアップしてご説明します。

まず、1番の「運営編」です。

はじめに、黒色網かけの「1 安定した収入の確保」のうち、「(1) 販売・集荷力強化支援事業」については、市の補助金による事業者支援になります。今年度は、これまでの販路拡大支援事業に加え、第1回会議でもご説明しましたが、産地連携支援事業を新設しております。なお、今年度の販路拡大支援事業では、制度開始以来はじめて青果仲卸業者にも補助金を活用いただいております。少しずつ裾野が広がってきているところです。

次に2ページに移りまして、一番上、「(4) 市場内空室の解消・稼働率向上による収益確保」については、事業会計の収支悪化の要因にもなる市場内の空室解消に係る取組ですが、今年度は市役所内部向けホームページに空室情報の常設ページを作成しており、市役所内外からの問い合わせの増加や新たな入居に繋がってきているところです。

次に、その下の「(5) 受益者負担の適正化①」については、市場施設や用地の利用実態の調査として、今年度は8月の夏季繁忙期に駐車場利用実態と入退場車両の調査を実施しました。

また、8月と同様に年末の繁忙期の調査を行う予定であり、これらの調査結果は、本取組のほか、後ほどご説明する構内運搬車電動化に向けた施設整備にも活かしてまいります。

次に3ページに移りまして、中段の黒色網かけの「2 継続的な支出の抑制」のうち、「(1) 計画的な施設の更新」については、老朽化した建物の計画的な改修工事の実施や修繕方法の見直しにより、修繕費用の抑制を図る取組ですが、青果棟屋上防水改修工事において耐用年数の長い工法を採用するなど、修繕費用の抑制に努めているところです。

次に4ページに移りまして、中段の黒色網かけの「3 社会的要請への対応」のうち、一番下の「(2) 多様なエネルギー機器の導入支援」については、天然ガスターレットの製造終了に伴うターレット、フォークリフトの電動化に関する検討を進めているところです。

現状の進捗としましては、昨年度から場内事業者と検討を開始し、これまでに6回の会議を実施したほか、今年度も継続して検討しております。会議のほかにも、場内事業者を対象としたアンケート調査も実施し、電動化するターレット等の予定台数や、希望する充電場所など事業者ごとに調査を行っており、今後は受変電設備改修等の工事に向けた設計を開始する予定としております。

次に5ページに移りまして、下段の「(4) 食育ツアーの実施」については、昨年度まではコロナの影響等もあり、年1回の開催にとどまっており、目標とする夏冬各1回の開催には至っていませんでした。

今年度は、既に8月に実施したほか、年明け2月には、参加対象を近隣2校から3校に広げて実施予定であり、目標どおりの開催となります。

運営編の説明については、以上でございます。

続いて、6ページの中段からの「2 活性化編」について説明します。

はじめに、黒色網かけの「1 地域経済に貢献する市場」のうち、「(1) 市場関係事業者の共同実施による取組」については、「これまでの取組」欄の一番下に記載しましたが、今年度は9月に、水産卸売業者の合同展示会を実施しており、新たな取組として、近隣施設（具体的にはJRAさん）の駐車

場を活用させていただくことで、より多くのお客様に展示会へご来場いただけました。

次に7ページに移りまして、中段の「(3) 買出人制度及び法改正後の取引ルールの見直し」については、今年度は、農林水産省からの指示に基づき、売買参加者の新規参入に関する規制緩和について、要領改正を行う予定であるほか、令和2年6月施行の改正卸売市場法に基づき条例改正を行い、運用している現行の取引ルールについて、関係のワーキンググループにおいて、現在の取引状況とルールの整合性を確認し、条例改正を必要とするルールの見直しについて、今年度中に方針を決定していく予定としています。

次に一番下、「(4) 精算事務の効率化」についてです。

効率化に資する精算会社におけるリアルタイムの口座振替について、水産物部では令和3年1月より稼働しており、青果部においても令和7年4月からの口座振替実施に向けて検討を進めているところです。

次に8ページに移りまして、中段の「(6) SNSを活用した情報発信」につきましては、XやYouTubeなどを活用した情報発信を継続しており、今年度においては、場内各団体から提供いただいた写真や動画でYouTubeのショート動画を作成し、毎月配信しております。

また、今年度は光塩調理師専門学校の学生に市場内を取材してもらい、学生目線で編集した動画の配信等を行っております。

次に11ページに移りまして、一番上、「(3) 環境負荷軽減に向けた取組」についてです。

こちらは生ごみの排出量を10%削減する目標を立てており、当市場におきましては、令和5年4月から青果生ごみについて有料化を実施しましたが、その結果、令和5年度における生ごみの排出量は、前年度と比較して約3割の削減となり、目標を達成いたしました。

また、今年度においては、「一般ごみ」について、排出量の削減と適正負担に向けて、令和7年4月から段階的に引き上げることを関係のワーキンググループで決定いたしました。

次に12ページに移りまして、一番上、黒色網かけの「3 安全・安心を守る市場」のうち、「(1) 市場内の人材育成」、その下の「(2) 各社のコンプ

ラ意識の向上」に共通する取組といたしまして、関係のワーキンググループの主催で、年1回以上の講習会を開催しております。今年度の講習会は、「カスタマーハラスメントの防止」をテーマとして実施するほか、市場で働く若手社員を対象とした「コンプライアンスの基本に係る研修会」の実施についても検討しております。

活性化編の説明については、以上でございます。

議長（坂爪会長）

ご説明ありがとうございました。全部説明していただくと時間が足りないもので、事務局でピックアップして説明してもらいましたが、今説明がなかった項目も含めまして、ご質問やご意見があればお願いいたします。

議長（坂爪会長）

7ページの買出人制度の新規の売買参加者の承認対象の見直しについて、これは要するに買参権を持っていない方、具体的には加工業者やスーパーマーケット等が希望をすれば、売買参加者になれることかと思いましたが、それでよろしいでしょうか。

また、かつては売買参加者の帽子の数が仲卸に比べて少なく、買参権を取っても全部のせりに参加できるわけじゃないから、やはり仲卸の利用が続くという話を昔に聞いたことがあるのですが、今は相対取引になった関係から、帽子の数の制限はほとんど関係ないものになっているのかどうか。

あるいは、第三者販売が割とゆるくなっていますので、売買参加者の対象の見直しを検討したときに、実際問題としてはどうなのか。

影響なり効果について、卸売業者のお二人の委員も含めて教えていただけたらと思います。

事務局（経営支援課長）

売買参加者の参入ルールの見直しは、国の規制改革委員会から、参入ルールとして組合の加入がルールの条件となっており、そちらを廃止しなければならないという指示がありまして、今、ルールの改正を行っているところでございます。

ご指摘のとおり、規制が参入障壁になっているのではないかとということで、改正に向かっているところでございます。

売買参加者については、水産と青果で文化が違いまして、青果は、小売業

者が結構買参を取られている状況になっていて、水産は反対に、買参は少ないけれども買出人が多い形になっております。こちらは今まで、組合で売買参加者を推薦するということが文化としてあって、そういう形になっている状況でございます。

現状、売買参加者は卸売業者から直接買う権利がありますが、全体の中では、直接買っているという数字はかなり少ないです。

それは、やはり搬出搬入のところで、仲卸業者から買った方がよりたくさん買えるということで、直接卸売業者ではなく、仲卸業者から買っているというような状況にあると伺っております。

高橋委員

今、会長がおっしゃった問題は以前からございました。佐々木課長から話のありましたように、水産の方は売買参加者が少なく、青果の方は多いという実態は今もあまり変わってないと思います。

ただし、少ないからそのままにしておいていいのかということについては、私の前からの持論ですが、この市場はそもそも、消費地市場という役割、北海道の拠点市場としての役割、北海道という大産地、大体 25%の生産量を今でも確保しているのですが、この役割については順番を間違えては駄目だと思っています。

札幌市からの税金が入っているのだから、まずは札幌市民に潤沢な水産物を供給する義務があるはずで、次に拠点市場、その次に産地市場、最後に輸出になると思っていて、このバランスをよく見ながら考えないといけない。

規制緩和は非常に大事で、遅れているところは直していきたいと思っていて、私は青果の売買参加者を増やすことについてはむしろ前から賛同していて、それでいて仲卸経由率は下がっているかというところではない。

この市場では、開設者と3つの卸売業者が月に1回は話し合う場を設けて、忌憚なく情報交換をしており、他にそうした市場はないと思います。

先ほどの精算会社の振替制度についても、水産の方が進んでいて、青果でも採用したいということで、お互い融通し合って来年から始まることになります。

そういう場で、青果の方は人手不足があり、良い産地でも冬場の集荷に苦勞されていると伺っていますし、水産の方は30年前から比べると全国の水揚げ量の3分の1になってしまった。輸入の水産物は20年の間に平均単価が倍になってしまったという現実があって、それに対してどう取り組んでい

くのが良いのかということも活性化推進委員会等でも提起しまして、皆様方のご意見も伺いながら、持続可能性のある健全な市場作りを目指してまいりたいと思っております。

山田委員

青果の方は、小売の買参人も結構せりに参加されるケースも多いですが、年々、八百屋の数が減っている現実がありまして、当初の登録からすると、3分の1以下ぐらいになっていると思っております。

加えて、市場の中も相当高齢化になっているので、この先いわゆる小売で買参権を希望する方はどんどん減っていくだろうなと思います。

先ほど、加工業者という話もありましたが、ほとんどは産地と直接契約するのが一般的な動きです。過去には市場経由で購入された加工業者もあったと思いますが、今はその傾向は少なくなっているのが現実だと思います。

以上です。

議長（坂爪会長）

良く分かりました。ありがとうございました。

確かに、私も青果のデータを開設者からいろいろもらっていますが、今は仲卸経由率は上がっていますよね。

事務局からのご説明のとおり、国の規制改革でオープンにしなきゃいけないとは言いながら、実需レベルでニーズがあるかということ、そうではないのかなということが一連の説明で理解できました。ありがとうございます。

議長（坂爪会長）

4ページの「(2) 多様なエネルギー機器の導入支援」について、ターレットの電動化に対して、充電設備は何か所ぐらい検討されているでしょうか。

事務局（技術担当係長）

管理課の後藤と申します。

場内事業者には所有しているターレット及びフォークリフトの台数を伺っており、ターレットに関しては全数電動化で、フォークリフトに関しては電動のほかにもクリーンディーゼルとか、他の燃料種別もありますので、そういったところをお聞きしながらになります。基本的には1台に対して1か所として考えております。

今で言いますと、全台数で600台以上ありますので、それが充電する箇所

数になりますが、毎日の充電が必要なければ、そこから減るということになって
ますが、その状況を今は検討しているところです。

したがって、具体的な箇所数は決まっておりますが、使う方の利便性が
下がらないようなことを検討しております。

議長（坂爪会長）

要するにターレットが休んでいる時に充電する、つまり、ガソリンスタン
ドとは違って、全てがコンセント付きのところで休んでいるイメージですね。

事務局（技術担当係長）

ガソリンスタンドのように燃料を入れて終わりではなく、充電には時間か
かかるので、使っていない時間帯に停めて、充電しておくことになろうかと思
います。

議長（坂爪会長）

よく分かりました。想像と違ったので参考になりました。

議長（坂爪会長）

いかがでしょうか。

佐々木委員は何かないですか。

佐々木委員

漁村等を見て回ると、物流の関係でトラックの手配が厳しいという話を聞
くようになっていて、それに関連して、10 ページの「(1) 物流の効率化」
について、どのような事業になっているのかを踏み込んで教えていただきた
いです。

山田委員

市場の中で一番の課題は、待機時間と積み降ろし時間で、これをどう削減
するかが国交省から求められているところです。

どこの市場に行っても、何時間も待ってようやく降ろせたという話が社会
問題になっていますが、各社独自の施策によって、その時間をどう短縮させ
るのかというところが大きな課題になっております。

当社で今やっている施策の一つが、パレット輸送の推進です。産地からパ
レットで運んで、パレットのまま降ろすことですぐに積み荷が降ろせますの

で、輸送業者の積み降ろしの時間が短縮できるということです。

もう一つは、予約システムの導入です。システムによって「この時間に来たら降ろせますよ」ということを推進しておりまして、当然、その時間に市場に来られることになれば、他のところの仕事もできますので、それで一つ解消しているというのがあります。

もう一つは、荷降ろしの作業は外部に委託をしていますが、どうしても人数に制限がありますので、我々の市場の中にも荷降ろしチームを作りまして、両社で荷降ろしをすることで時間短縮に繋げている状況があります。

いずれにしても、北海道の中では割と選果施設が充実していて、パレット輸送の体制ができあがっているのですけれども、一方で府県産地の場合は、どうしても北海道という遠隔地に物を届ける状況から、パレットの厚み分だけ積載量が減少してしまう課題を背負ってしまっていて、そこがなかなか進まない状況です。この辺も順次産地に出向きながら、何とか物流問題を解決しましょうということで推進している最中という状況です。

高橋委員

山田委員の話にもありましたように、待機時間、市場に入ってから降ろすのが遅いということは水産も青果も以前から言われておりまして、青果の方は予約システムなど、非常に進んだものがあると思います。

水産では物流の2024年問題もあって、トラックが手配しづらい。産地は過疎化していて、業者の数も減っているという中で、今後どう効率を上げたらいいかということだと思います。

青果の方はどちらかというと低温物流が多いですが、水産の方はチルドや冷凍が多い。これらの物流は、大体は同じトラックでも仕切りを設けて運べるようになっていきますので、産地側に立つと、できるだけ水揚げされたものを全て札幌市場に持って行きたいという需要もありますが、その割にはトラックの定期便がない状況です。

そのため、何か所かを集荷でトラックが回って、定期的な便を動かすようなこと、これは地区別には違うのですが、そういう対応を始めようとしておりまして、今年あたりから2、3回テスト輸送を始めました。

将来的には先ほど言った産地側の問題と、青果の予約システムや荷降ろし時間の短縮の取組をお互いに組み合わせて、うまくやれればと思っています。

議長（坂爪会長）

青果のトラック予約システムのeパークは、東京青果で私も説明を聞きま

したが、美容室を予約の仕組みを援用して作っていて、これがなかなか良く、全国に導入が進んでいるとのこと。

近くに着いたときに「着きました」という情報を入れると、オンラインで見えて分かるようになっていきます。

これまでは電話をかけて、到着有無を確認するなど、電話のやり取りの手間が大変にかかっていたのですが、それがeパークを使うようになってから、お互いにネットを見たら、画面上でいろんな情報交換ができるようになって、確認作業がすごく改善されたということです。

もし、今後問題があれば、また教えていただきたいと思います。

議長（坂爪会長）

ほかに何かご意見とかご質問ありましたらお願いしたいと思います。

星原委員、何かありますか。

星原委員

12 ページの「(1) 市場内の人材育成」のカスタマーハラスメント防止研修について、どのようなことをやるのでしょうか。ハラスメントをする側、される側のどちら側の話なのでしょうか。

事務局（経営支援課長）

ハラスメントをされる側の研修になります。

小売業者からの事例を吸い上げて、その対応について、講師の先生に具体例を示していただくような研修を考えております。

議長（坂爪会長）

小川委員、ご意見等あればお願いします。

小川委員

前回は空室の解消に向けて取り組まれているということでしたが、R5年を見ますと、実績が760万のマイナスになっていますので、結構厳しいのかなと思います。評価は達成見込となっていますが、R3とR4の繰越があるから何とかなるけども収支決算の話でも空室の影響があったとお聞きしました。新たな取組は何かあるのでしょうか。

事務局（管理課長）

空室の解消に向けた取組ですが、市場の立地上の特性の中で居室の空いているところをいかに活用していただくかということで、相手のある話であり、地理的なものや様々な環境、条件との折り合い次第になってくるものと思います。

利用側としては民間のみならず、行政内でも活用することができることから、今年度は庁内に周知PRをしまして、ご要望やお問い合わせをたくさんいただくことができました。

今後に向けて、この辺の将来的なニーズがもう少し積み上がってくるのかなと思っております。それに加えて、できるかどうか分からないですが、今後は不動産業界との連携など、具体的な用途を想定しながら、それに合わせた呼び込みのニーズや対策を考えていく必要があると思ってしております。

議長（坂爪会長）

軽部委員、何かお願いできればと思います。

軽部委員

農業協同組合の立場で考えますと、食の大切さや食育は、我々の組織もいろいろと取組をしておりますが、今日の資料の中にもあります、5ページの「食育ツアーの実施」や8ページの「食育事業の推進」の取組はすごく大事だと思います。

私達の組織もそうですが、小学生や小さい子どもたちに食の大切さや食育、市場機能の大切さも含めて教育していくことが大事だと思いますので、今後さらに充実した方向で進めて欲しいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局（管理課長）

小学生を対象にした食育ツアーをコロナ明けから具体的に活動再開し、年1回実施してきたところですが、今年度は夏に続いて、冬の開催も今後実施してまいります。

さらにその際には、参加校を近隣の小学校2校に加えて、もう1校加えた形で参加を呼びかけたいと思っており、食育についての関心を高めていただくような取組を続けてまいりたいと思います。

議長（坂爪会長）

では、坂本委員お願いします。

坂本委員

12 ページの「HACCP等に沿った衛生管理の徹底」について、衛生管理計画書の作成は100%達成ですが、大変難しいと思うのですが、実際にできたかどうかの評価は今後考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局（経営支援課長）

この点に関してましては、市場に入る保健所において、衛生管理のチェックをする体制がありまして、毎日、朝、監視をして、仲卸業者の売場を見て、問題があれば指摘をしております。

そういった意味では、日々チェックをして、指導をして、改善をしてもらう形になっておりまして、ある程度の評価はされているのかなと考えております。

坂本委員

年に1回とか、病院と同じような監査とかではなく、毎日監視しているのでしょうか。

事務局（経営支援課長）

そのとおりです。毎日朝に早出をして見て、食品も収去検査という検査をして、問題があればフィードバックをして改善していただいています。

保健所の出先が青果棟の3階に入っておりまして、保健所の職員が毎日監視しております。

議長（坂爪会長）

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今の報告事項の質疑は終わらせていただきます。

最後に事務局からご連絡があれば、お願いします。

事務局（管理課長）

次回の開催時期と本協議会の委員改選についてご説明をします。

まず、次回の開催時期ですが、今回は令和7年度の事業会計予算等を議題といたしまして、来年6月から7月頃の開催を予定しております。

次に、委員改選ですが、委員の皆様の任期は2年となっております、水

野委員を除きます皆様は、次の3月末をもって任期満了となります。

年が変わりましたら、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。以上です。

議長（坂爪会長）

はい、ありがとうございます。

それではこれで本日の会議を終了したいと思います。

活発なご発言、ご説明ありがとうございました。